集出荷施設等コスト高騰対策支援事業実施要領

（趣旨）

第１条　集出荷施設等コスト高騰対策支援事業（以下「本事業」という。）の補助金交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　動力光熱費高騰により影響を受けた集出荷施設等の動力光熱費の高騰分を支援することで、生産資材等の価格高騰による農業経営への影響を緩和し、農業者の負担軽減を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第３条　本事業の事業内容は、別表１のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第４条　要項第６条第２項第１号の事業計画書、要項第８条第２項の事業変更計画書の様式は、別紙第１号様式とする。

（実績報告）

第５条　要項第１３項第２項第１号の事業実績報告書の様式は、別紙第１号様式とする。

（関係書類の閲覧）

第６条　知事は、必要に応じて、補助事業実施者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（雑則）

第７条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和５年３月２８日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和５年１２月２７日から施行する。

２　改正前の本要領に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和７年３月２７日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１３日から施行する。

別表１

集出荷施設等コスト高騰対策支援事業一覧

事業実施主体	採　択　基　準	補助対象経費	助成金の額の算定方法	補助率
熊本県経済農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体等	次の全ての要件を満たしていること。 １　野菜、果樹や土地利用型作物等の集出荷、選果や乾燥等の集出荷調整を共同で行う専用の施設（以下「共同施設」という。）であること。 ２　農業者の組織する団体の場合、構成員となる農家が３戸以上であること。農地所有適格法人の場合、農業に年間 150 日以上従事する常時従事者が３名以上であること。	共同施設に係る動力光熱費の高騰分（共同施設及び施設に付随する集出荷、選果や乾燥機械等を稼働するために必要な電気代及び燃油代）	１　助成金の額の算定は、次のとおり行うものとする。なお、当該助成金以外に、補助金等の補填金がある場合は、当該助成金から除くものとする。また、助成金は、千円未満切捨てとする。 助成金の額＝（当年の電気代（燃油代）－Ｒ２～５年の電気代（燃油代）相当分）×補助率 Ｒ２～５年の電気代（燃油代）相当分＝当年の電気代（燃油代）÷高騰率 ２　当年の電気代（燃油代）とは、令和８年６月１日から令和８年９月３０日までの代金をいう。 ３　高騰率は、国庫事業で用いる高騰率に準じるものとし、別表２のとおりとする。	２分の１以内

別表２

助成金の額の算定に係る高騰率

１　電気代高騰率

令和８年６月１日～令和８年９月３０日

電圧の区分	低圧	高圧	特別高圧
基本料金	101.2%	113.6%	107.3%
電力量料金 燃料調整額	102.0%	115.4%	113.9%

低圧：交流では 600V 以下の電圧

高圧：交流では 600V を超え、7,000V 以下の電圧

特別高圧：交流では 7,000V を超える電圧

２　燃油代高騰率

令和８年６月１日～令和８年９月３０日

油種の区分	灯油	軽油	A 重油
燃油料金	134.8%	113.4%	146.3%